



山形県公報

平成30年1月23日(火)
第2912号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・担い手支援課) ……37
- 土地改良区の管理規程の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……38
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(林業振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……39
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……40
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 指定技能教育施設の廃止……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第57号

農地法(昭和27年法律第299号)第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番               | 地目 | 面積(平方メートル) |
|----------------------|----|------------|
| 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割98番   | 田  | 3,901      |
| 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割103番1 | 田  | 1,220      |
| 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割104番1 | 田  | 973        |

## 2 利用権の内容等

| 内容         | 始期      | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|---------|------|--------------|
| 田として耕作すること | 平成30年4月 | 5年   | 441,810円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

最上川土地改良区

## 2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

## 3 管理規程の名称

新堰頭首工管理規程

## 4 管理規程の概要

新堰頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの

## 5 認可年月日

平成29年12月26日

## 山形県告示第59号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録<br>番号 | 生産事業者                       |                           | 生産事業の内容 |        |               |                   | 事業所     |                             | 登録<br>年月日      |
|----------|-----------------------------|---------------------------|---------|--------|---------------|-------------------|---------|-----------------------------|----------------|
|          |                             |                           | 種 穂     |        | 苗 木           |                   |         |                             |                |
|          | 住 所                         | 名称及び<br>代表者の氏名            | 採<br>取  | 精<br>選 | 幼苗<br>の<br>育成 | 幼苗以外<br>の<br>苗木育成 | 名 称     | 所在地                         |                |
| 277      | 山形市双<br>月町字中<br>道366番<br>地4 | NSK株式会社<br>代表取締役<br>永野 享寛 |         |        | ○             | ○                 | NSK株式会社 | 山形市双<br>月町字中<br>道366番<br>地4 | 平成30年<br>1月23日 |

## 山形県告示第60号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録<br>番号 | 生産事業者                      |                          | 生産事業の内容 |               |                   |   | 事業所    |                            | 登 録<br>年月日     |
|----------|----------------------------|--------------------------|---------|---------------|-------------------|---|--------|----------------------------|----------------|
|          |                            |                          | 種 穂     |               | 苗 木               |   | 名 称    | 所在地                        |                |
| 住 所      | 名称及び<br>代表者の氏名             | 採<br>取                   | 精<br>選  | 幼苗<br>の<br>育成 | 幼苗以外<br>の<br>苗木育成 |   |        |                            |                |
| 278      | 山形市成<br>沢西一丁<br>目10番6<br>号 | 株式会社荒正<br>代表取締役<br>須田 和雄 |         |               | ○                 | ○ | 株式会社荒正 | 山形市成<br>沢西一丁<br>目10番6<br>号 | 平成30年<br>1月23日 |

**山形県告示第61号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月23日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 上山市関根字下原836番1から<br>同 相生字松田409番1まで | 旧    | 42.2メートル<br>} 7.9  | 757メートル |
| 同 上                               | 新    | 42.2メートル<br>} 13.3 | 同 上     |

**山形県告示第62号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月23日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市関根字下原836番1から  
同 相生字松田409番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月23日

**山形県告示第63号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市及び上山市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年6月6日から同年12月27日まで
- 3 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

#### 山形県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町の一部（鮭川流域）及び同郡戸沢村の一部（角川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年12月29日から平成30年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ、地図情報レベル1000）

#### 山形県告示第65号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市板谷地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年11月2日から同年12月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年1月23日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

| 指定技能教育施設の名称    | 指定技能教育施設の所在地            | 廃止年月日       |
|----------------|-------------------------|-------------|
| マイン高等学院山形キャンパス | 山形市幸町6番地の1<br>レッツ学院ビル4F | 平成30. 3. 31 |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |     |
|-----------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----|
|                 |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号 | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 2DK  | 60.3                          | 1    | 一般用 | 19,200                       | 22,200                                  | 25,300                                  | 28,600                                  | 32,700 | 37,700                                  | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                | 单身可 |
| 同               | 同                 | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,600                       | 27,200                                  | 31,100                                  | 35,100                                  | 40,100 | 46,300                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                       | 27,600                                  | 31,500                                  | 35,500                                  | 40,600 | 46,900                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 16,800                       | 19,400                                  | 22,200                                  | 25,000                                  | 28,600 | 33,000                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 75.6                          | 4    | 同   | 26,200                       | 30,300                                  | 34,600                                  | 39,100                                  | 44,700 | 51,500                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 54.6                          | 2    | 同   | 13,000                       | 15,000                                  | 17,200                                  | 19,400                                  | 22,200 | 25,600                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 13,500                       | 15,600                                  | 17,900                                  | 20,100                                  | 23,000 | 26,600                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 14,000                       | 16,100                                  | 18,400                                  | 20,800                                  | 23,800 | 27,500                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 15,500                       | 17,900                                  | 20,500                                  | 23,100                                  | 26,400 | 30,400                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,200                       | 21,000                                  | 24,000                                  | 27,100                                  | 31,000 | 35,800                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 68.2                          | 1    | 同   | 21,800                       | 25,200                                  | 28,800                                  | 32,500                                  | 37,200 | 42,900                                  |                                         | 单身可 |
| 同               | 同                 | 同    | 68.8                          | 2    | 同   | 22,600                       | 26,100                                  | 29,800                                  | 33,700                                  | 38,500 | 44,400                                  |                                         | 单身可 |
| 同               | 同                 | 同    | 68.8                          | 2    | 同   | 22,600                       | 26,100                                  | 29,800                                  | 33,700                                  | 38,500 | 44,400                                  |                                         |     |
| 同               | 同                 | 同    | 75.4                          | 2    | 同   | 25,700                       | 29,600                                  | 33,900                                  | 38,200                                  | 43,700 | 50,400                                  |                                         |     |

|                 |                            |     |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|----------------------------|-----|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 関口アパー<br>ト2号  | 南陽市宮内352<br>一3             | 同   | 68.3 | 2 | 同                 | 23,400 | 27,000 | 30,900 | 34,800 | 39,800 | 45,900 |     |
| 同 大町アパー<br>ト    | 東置賜郡高島町<br>大字高島695一<br>12  | 同   | 58.0 | 1 | 同                 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 舘之北アパ<br>一ト   | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>一1   | 同   | 67.4 | 1 | 同                 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |
| 同 小出アパー<br>ト1号  | 長井市台町3一<br>1               | 同   | 55.7 | 1 | 同                 | 13,500 | 15,600 | 17,900 | 20,100 | 23,000 | 26,600 |     |
| 同 成田アパー<br>ト    | 同 成田3102<br>一3             | 同   | 63.9 | 1 | 同                 | 16,100 | 18,600 | 21,200 | 24,000 | 27,400 | 31,600 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 4DK | 71.5 | 1 | 同                 | 18,000 | 20,800 | 23,800 | 26,800 | 30,700 | 35,400 |     |
| 同 小国アパー<br>ト1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫舘三丁<br>目3一9 | 3DK | 58.0 | 4 | 同                 | 13,100 | 15,100 | 17,300 | 19,500 | 22,300 | 25,800 | 单身可 |
| 同 2号            | 同                          | 同   | 59.4 | 3 | 同                 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | 单身可 |
| 同 白鷹アパー<br>ト    | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>一1   | 同   | 55.7 | 3 | 同                 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同 あらとアパ<br>一ト1号 | 同 725<br>一1                | 同   | 74.4 | 1 | 同                 | 24,000 | 27,700 | 31,700 | 35,700 | 40,800 | 47,100 | 单身可 |
| 同 2号            | 同                          | 同   | 77.9 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・障害用) | 25,400 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 |     |
| 同               | 同                          | 同   | 77.9 | 1 | 一般用               | 25,400 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 |     |
| 同 飯豊アパー<br>ト    | 同 飯豊町<br>大字救生3893一<br>3    | 同   | 59.4 | 1 | 同                 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同   | 59.4 | 1 | 同                 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成30年2月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成30年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年3月下旬